

## 能美市技術革新挑戦支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中小事業者等が国、県等の生産性向上に係る補助事業等を活用する前段階として実施するための生産性向上に係る技術革新、経営強化、I o T活用等に関する探索研究・実証実験(F / S)に対し、能美市技術革新挑戦支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小事業者 市内に主たる事務所、工場等を有する中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者又は組合で、別表に定める事業を行っているものをいう。
- (2) 組合 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条第1項に定める事業協同組合、企業組合又は協業組合で、市内にその事務所を有し、かつ、別表に定める事業に係るものをいう。
- (3) 特定非営利活動法人 広く中小企業一般の振興・発展に直結しうる活動を行う特定非営利活動法人であり、従業員数が300人以下のものをいう。
- (4) 任意団体 構成員の半数以上が中小事業者及び特定非営利活動法人により組織される任意の団体であって、市長が適当と認めるものをいう。
- (5) 中小事業者等 中小事業者、特定非営利活動法人又は任意団体をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、市内において事業を営んでいる中小事業者等とし、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等を完納しているもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業その他市長が不相当と認める事業を行っていないもの  
(補助金の交付の対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、中小事業者等が行う、技術革新による経営課題解決のための研究機関と連携したIoT活用等に関する探索研究・実証実験(F/S)とし、当該年度中に完了する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする事業が、この告示又は国、県その他機関の制度により補助金の交付を受け、又は受ける場合は、補助対象事業としないものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付の対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次に掲げるもののうち、消費税及び地方消費税を除いた額とする。

(1) 各種調査分析、図書、資料購入等に要する経費

(2) 事業のために必要な事前の研修等に要する経費又は専門家からの指導を受けるために要する経費

(3) 事業のために必要な事前の実証実験に要する経費

(4) 研究機関等の技術指導の受入れ又は共同研究に要する経費

(5) その他市長が特に必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 前条に規定する補助対象経費に対する補助金の額は、対象経費の全額とし、1事業につき限度額は20万円とする。ただし、算定した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの(以下、「申請者」という。)は、能美市技術革新挑戦支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、

当該申請に係る事業内容について、学識経験を有する者等から意見を聞いた上で、補助金交付の可否を決定し、能美市技術革新挑戦支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は能美市技術革新挑戦支援事業補助金不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第9条 補助金の交付決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)は、事業計画を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、能美市技術革新挑戦支援事業(計画変更・中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による承認申請書の提出があったときは、速やかに審査し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了後30日以内に能美市技術革新挑戦支援事業実績報告書(様式第4号)に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、能美市技術革新挑戦支援事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、事業完了年度の翌年度以降における当該補助対象事業の状況及び国、県等の補助事業活用状況について、能美市技術革新挑戦支援事業採択事業経過報告書(様式第6号)により市長に報告しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、能美市技術革新挑戦支援事業補助金請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、第9条第2項の規定による承認をしたときは、第8条の補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

2 市長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき又は虚偽の申請その他不正な行為を行っていると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

3 市長は、前2項の規定による取消し又は変更を行ったときは、期限を付して、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成31年3月22日改正 告示第56号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日改正 告示第67号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日改正 告示第80号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第2条関係)

ア	農業、林業
イ	鉱業、砕石業、砂利採取業
ウ	建設業
エ	製造業
オ	情報通信業
カ	運輸業、郵便業
キ	卸売業、小売業
ク	不動産業、物品賃貸業
ケ	学術研究、専門・技術サービス業
コ	宿泊業、飲食サービス業
サ	生活関連サービス業、娯楽業
シ	サービス業(他に分類されないもの)
ス	その他市長が特に必要と認める業種
備考 ア～シに定める事業は日本標準産業分類によるものとする。	